

○ 滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議設置要綱

（設置及び目的）

第1条 滝川市における高等学校の適正配置等、高校教育のあり方について検討、協議し、時代の要請に応える教育の実現を期することを目的として、滝川市高等学校教育のあり方に関する検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 市民会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を協議する。

- （1） 高等学校適正配置計画に関すること。
- （2） 市内中学生進学関係に関すること。
- （3） 高等学校に関する調査研究及び情報交換に関すること。
- （4） その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 市民会議委員は、市長が選出し、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 市内小、中学校長会代表
- （2） 市内各高等学校長
- （3） 滝川市PTA連合会代表
- （4） 市内各高等学校PTA代表
- （5） 市内各高等学校同窓会代表
- （6） 市内各中学校長
- （7） 市内各中学校PTA代表
- （8） 滝川市青少年育成会連絡協議会代表
- （9） 滝川商工会議所代表
- （10） 北海道連合滝川地区連合会代表
- （11） 江部乙商工会代表
- （12） 滝川青年会議所代表
- （13） 國學院短期大学代表
- （14） 生涯学習振興会代表
- （15） その他、市長が特に必要と認められる団体等の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- （1） 委員長 1 名
 副委員長 3 名
 常任理事 若干名

- (2) 役員は、委員の互選による。ただし、再任を妨げない。
- (3) 委員長は、市民会議を代表して会務を総括する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 市民会議及び役員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が特に必要と認める場合は、小委員会を設置することができる。
- 3 小委員会の委員は、委員長が市民会議委員のうちから指名する。
- 4 市民会議、役員会及び小委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、滝川市教育委員会教育部内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年9月1日から施行する。